

名古屋音楽大学

平成 26 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 26 (2014) 年 6 月
名古屋音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準1 使命・目的等	5
基準2 学修と教授	10
基準3 経営・管理と財務	17
基準4 自己点検・評価	24
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	27
基準A 地域貢献	27
基準B 国際交流	29
基準C 生涯学習	30
V. エビデンス集一覧	32
エビデンス集（データ編）一覧	32
エビデンス集（資料編）一覧	33

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

名古屋音楽大学は、昭和40年(1965)年4月に、名古屋音楽短期大学として創設されて以来の歴史をもつ、中部日本でもっとも伝統ある音楽大学である。昭和51(1976)年4月には、名古屋音楽大学(以下、「本学」という。)を開学し、名古屋音楽短期大学は昭和50(1975)年度入学生の卒業をもって廃校とした。

本学の設置母体である学校法人同朋学園は、本学のほかに、同朋大学、名古屋造形大学を擁し、仏教、文学、社会福祉、子ども学、美術、デザイン、音楽という特色ある分野を有する個性的な学園である。本学園は、この個性あふれる三大学に加えて、同朋高等学校、同朋幼稚園を擁する教育の総合学園である。その寄附行為には、「親鸞聖人の同朋和敬の精神による学校教育を行い、いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成することを目的とする」とあり、親鸞聖人の「同朋和敬」の精神をその建学の精神としている。そして、この精神を今日的にわかりやすく、「共なるいのちを生きる」と表現している。

本学の教育は学園のこの建学の精神に基づき、これを音楽という分野において展開するものである。本学学則には、「仏教精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を志向する芸術性豊かな人材を養成する」とある。本学大学院学則には、「親鸞聖人の同朋和敬の精神を体し、学部において修得した一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野並びに教育実践の場における理論と応用の研究能力を高め、もって教育研究を推進し得る能力を養うことを目的とする」とある。

「仏教精神による真理を探究する」、「親鸞聖人の同朋和敬の精神を体」するとは、「共なるいのちを生きる」ことにほかならず、本学の使命は、学生たちが、自らの強みを発見し、お互いの強みを生かしあうことで創造の精神を発揮し、他者の弱みを補い合い、「共なるいのちを生きる」ことでまことの人間知性を開発することを、音楽の力を通じて実現することにある。本学は、きめの細かい教育を通じて、それぞれの学生たちが潜在的にもっている音楽の才能を最大限に育てることをその使命・目的としている。そして、大学院は、学部教育の上に、より広く深く専門的研究能力を高めることを使命・目的としている。

本学の教育目的は、(1)一人ひとりに見合った音楽教育を施すことで、一人ひとりの音楽的能力を育て、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼を育てること、(2)常に前向きに努力する心を忘れず、日々練習し鍛錬し学習する力を身につけ、達成する意欲と喜びを感じる力を養い、未来をポジティブに志向する人材を養成すること、(3)ハーモニーの力を育てることで調和する力を身につけ、様々なアンサンブルに取り組むことで共感する力を身につけた、芸術性豊かな人材を養成すること、にある。

本学の個性は、多様な学生たちの多様なニーズに応える態勢にある。これは、「共なるいのちを生きる」との建学の精神に基づくものである。小規模大学でありながら、邦楽コース、舞踊・演劇・ミュージカルコース、ジャズ・ポピュラーコース、音楽療法コース、音楽ビジネスコース、映像音楽コースなどの新しいニーズに応える分野を含む15のコースを展開しているばかりでなく、他の音楽大学に比して個性的なことは、これら15のコースが相互に孤立せず、相互に積極的に関わり合い、創造的なコラボレーション

を展開している点にある。15 のコースはそれぞれの領域を究めつつ、音楽という共通性を根拠に、相互の違いを前提にそれぞれの領域を乗り越えて、積極的にコラボレーションを展開している。

本学の特色は、自由で明るく創造性あふれる開かれた学風にある。レッスン教員の自由選択制や、メジャー・マイナー制によって可能となったダブルメジャー履修やすべての専攻生に開かれた副専攻と副科実技など、開放的で先進的な取り組みを行っている。学生たちは、専攻の枠を越えて、音楽の多様なジャンルを学ぶことができる開かれた仕組みとなっている。また、地域密着型の地域に愛される音楽大学として、学生たちは各種の演奏会や「めいおん出張コンサート」などに積極的に取り組んでいる。年間 10 回以上を数える大学主催の演奏会のほか、年間 70 回以上を数える「めいおん出張コンサート」、学内リサイタルや学内演奏会、各授業や各専攻楽器による学期末発表会などを含めると年間百数十回に及ぶ演奏会が学内外で開催されている。サークル活動も盛んであり、オーケストラ、オペラ、邦楽、ジャズ、電子オルガンなどのサークルが学内外の公演に取り組んでいる。また、附属音楽アカデミーでは、地域と世代に開かれた音楽教室を展開するなど、対外的にも開かれた音楽大学となっている。平成 25(2013)年度には、名古屋市文化振興事業団、名古屋市中村区との連携協定を結び、地域と連携した取り組みを強めている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

文政9(1826)年9月 名古屋東本願寺掛所（現名古屋東別院）内に「閑蔵長屋」創設

大正10(1921)年6月 「真宗専門学校」創立

昭和25(1950)年4月 現在地に移転

昭和26(1951)年3月 法人名を財団法人真宗専門学校から学校法人同朋大学に名称変更

昭和40(1965)年4月 法人名を「学校法人同朋学園」と改称し、「名古屋音楽短期大学」（音楽科）を開学。入学定員50人

昭和42(1967)年4月 名古屋音楽短期大学に専攻科を開設

昭和48(1973)年1月 名古屋音楽短期大学音楽科入学定員増（50人→100人）の認可

昭和51(1976)年4月 名古屋音楽大学を開学。音楽学部には器楽学科・声楽学科・作曲学科・音楽教育学科を開設。入学定員100人

昭和53(1978)年3月 名古屋音楽短期大学の廃校

昭和56(1981)年1月 名古屋音楽大学音楽学部入学定員増（100人→150人）の認可

昭和60(1985)年1月 音楽学部の期間付入学定員増（150人→200人）の認可

昭和62(1987)年4月 名古屋音楽大学に大学院音楽研究科（修士課程）を開設。入学定員12人

平成4(1992)年10月 成徳館（レッスン棟）の竣工

平成6(1994)年4月 音楽教育学科から音楽学科に名称変更。音楽教育コース・音楽学コース・電子音楽コースを開設

名古屋音楽大学

平成7(1995)年6月 創立30周年記念式典の挙

平成12(2000)年4月 完全 Semester 制による新カリキュラムの実施

平成13年(2001)4月 大学院の入学定員の増員 (12人→18人)

平成14(2002)年4月 名古屋音楽大学に音楽公演センターを開設

平成17(2005)年9月 「Doプラザ閣蔵」(図書館、多目的ホール、ギャラリー等から成る複合施設)の竣工

平成19(2007)年4月 名古屋音楽大学の音楽学部の改組 (器楽・声楽・作曲の3学科の募集を停止し、音楽学科に統合)。名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの開設 (音楽公演センターの閉鎖)

平成20(2008)年11月 博聞館 (300席の音楽専用ホール、アンサンブル室、練習室等から成る新校舎)の竣工

平成22 (2010)年1月 勝友館 (食堂棟)の竣工

平成24(2012)年10月 善友館 (クラブハウス棟)竣工

2. 本学の現況

・大学名

名古屋音楽大学

・所在地

名古屋市中村区稲葉地町7-1

・学部の構成

学部

学部名	学科名	コース名
音楽学部	音楽学科	ピアノコース 管楽コース 弦楽コース 打楽コース 邦楽コース 声楽コース 舞踊・演劇・ミュージカルコース 作曲コース 映像音楽コース 電子オルガンコース ジャズ・ポピュラーコース 音楽教育コース 音楽療法コース 音楽総合コース 音楽ビジネスコース

大学院

研究科名	専攻名	課程
音楽研究科	器楽専攻 声乐専攻 作曲専攻 音楽教育学専攻	修士課程

・ 学生数、教員数、職員数

[平成26 (2014) 年5月1日現在]

学生数＝音楽学部482人、音楽研究科43人

教員数＝本務教員24人、兼務教員148人

職員数＝本務職員 13 人、その他（嘱託、非常勤、派遣等） 17 人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の使命は、音楽という専門を学ぶことを通して、自分の個性と主体性を見失うことなく、しかも他者と共に生きることを学び、それぞれの音楽を大切にしながら、一人ひとりの可能性を伸ばすことで、「未来を志向する芸術性豊かな人材を養成する」（本学学則）ことにある。本学は、きめの細かい教育を通じて、それぞれの学生たちが潜在的にもっている音楽の才能を最大限に育てることをその使命・目的としている。親鸞聖人の「同朋和敬」の精神を建学の精神とし、これを今日的にわかりやすく「共なるいのちを生きる」と表現している。毎年発行する大学案内パンフレットおよび公式ホームページでは、これをわかりやすく次のように表現している。

「「共なるいのちを生きる」（Living Together in Diversity）名古屋音楽大学の設置母体である学校法人同朋学園の建学の精神は、親鸞聖人の同朋和敬の精神「共なるいのちを生きる」です。お互いの差異を認めながら、協同して生きるという意味です。自分の個性、主体性を見失うことなく、しかも他者と共に生きるということです。名古屋音楽大学に入学し、音楽を愛する人たちと出会うことで、それぞれの音楽を大切にしながら、一人ひとりの可能性を伸ばして欲しいと思います。」

また、簡潔な文章化として、ホームページ上に次のように学部及び大学院の目的を記載している。

【音楽学部】の目的

音楽学部は、音と人との響きあいを通して、音楽に対する深い感受性と洗練された感覚とを身につけ、お互いの違いと役割を認め合いながら交響する力を系統的に養うことで、深い洞察力をもって未来に向かって音楽文化を発信することのできる芸術性豊かな人材を養成することを目的とする。

【音楽研究科】の目的

音楽研究科は、音楽という専門性を通じた他者との響きあいによる研鑽を通して、自己の主体性と個性とを磨き、音楽と社会に対する広い視野と深い学識を身につけた音楽の専門人として、高度な音楽的専門性に裏打ちされた高い研究能力と教育実践力とを兼ね備えた、音楽の教育研究の推進と音楽文化の創造に寄与できる人材の養成を目的とする。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

つねに内容を再吟味し、時代に見合ったより具体的で明確で簡潔な文章化を目指す。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学学則の第 1 条において、「名古屋音楽大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、仏教精神、ことに親鸞聖人の同朋和敬の精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を指向する芸術性ゆたかな人材を養成する」と定めている。また、大学院学則の第 2 条において、「本学大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、親鸞聖人の同朋和敬の精神を体し、学部において修得した一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野並びに教育実践の場における理論と応用の研究能力を高め、もって教育研究を推進し得る能力を養うことを目的とする」と定めている。この学則に基づき、1-1 および 1-3 に記載の通り、使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に簡潔な文章にまとめている。また、ホームページの「学長よりごあいさつ」においても、その使命と目的及び教育目的に基づく本学の個性と特色について、わかりやすく明示している。また、入学時の真宗大谷派名古屋別院の参拝、「謝徳会」、「報恩講」などの宗教行事を行うことにより、人間教育を中心とした実践的教育を行っている。「謝徳会」、「報恩講」は、音楽大学らしく「音楽法要」として行い、伴奏者、合唱、ソリストをすべて学生が務め、「正信讚」を演奏している。

学校教育法や大学設置基準に定める大学の目的を、本学では音楽という専門分野において具体化して実現している。そして、学園の建学の精神を、音楽という専門分野において具体化して実践している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学院において、研究科としての目的が大学院学則に定められているものの、専攻ごとの目的は必ずしも明確に定められておらず、これを明確にする必要がある。関連して、学部のコースごとの目的についても、対外的に明示的に示すことが望ましいが、これについては、授業計画（シラバス）において、コースごとに「コースの目標と履修の流れ」として記載をしている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

「基準項目 1-3 を満たしている。」

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人及び本学の目的及び教育目的は、寄附行為及び大学学則、大学院学則に明記されている。これらは学園規程集、学園電子情報蔵、学生便覧等において、役員及び教職員が手にすることができる環境にある。学内外への周知については、学生便覧やホームページ等を通じて行っている。

平成 24 年 9 月に中期経営計画を立てたのち、その後の展開を踏まえ、現在、新たな中期経営計画を策定する作業を行っている。

また、3 つの方針については、使命・目的及び教育目的を反映した形で次のように定式化している。

<ディプロマポリシー>

《音楽学部音楽学科（学士）》

真理を探究する心を持ち、創造の精神を高め、時代を生きていくに足る人間的知性を身につけていること。

音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼を持ち、未来を志向する芸術性豊かな人間性を身につけていること。

《大学院音楽研究科（修士）》

学部において修得した一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、専門領域にとどまらない広い視野を身につけ、広い学識を深く身につけていること。

音楽の専門分野において通用する高い理論と応用の能力を持ち、教育研究を推進し得る能力を身につけていること。

教育実践の場において通用する高い専門的能力を持ち、教育研究を推進し得る能力を身につけていること。

<カリキュラムポリシー>

音楽という専門を学ぶことで、「共なるいのちを生きる」という建学の精神に基づき、「響きあう身体と響きあう心、響きあう命」をもった人間を育成します。

- ・音楽を通して、自分の個性の強みを発見し伸ばします。
- ・音楽を通して、共感する力、調和する力を育てます。
- ・音楽を通して、日々学習し鍛錬する力を身につけます。

音楽という専門を学ぶことで、音楽的感性を磨き、総合的な音楽の力を身につけ、音楽を通じて生きる力を身につけます。

多様な個性がお互いの違いを認めながら、協同して生きる力を身につけます。お互いの違いを前提にして響きあうことの大切さ、他者に対して思いやりの気持ちをもつことの大切さ、協同して生きる社会の大切さについて学びます。

自分の個性を磨き、社会に貢献する人間を育てます。自分と異なる個性を受け入れ、認め合う力を身につけます。自らの個性の強みを発見し伸ばし、地域や社会に活かす力を身につけます。

常に前向きに努力し、日々学習し鍛錬する力を身につけます。学習の成果を発表する機会を通じて、達成する喜びを味わうことで、達成する力を身につけます。

授業科目は大きく「教養教育科目」および「専門教育科目」の2区分で構成します。

「教養教育科目」は、総合教育科目、語学教育科目に分かれ、「専門教育科目」は、専門共通科目、専門理論科目、専門実技科目、共通実技科目、専門演習科目に分かれます。

教養教育科目では、総合教育科目の区分において、広く一般教養を身につけるほか、キャリア支援科目、テーマ講義をおき、社会で生きるための基礎的な力を身につけます。語学教育科目の区分では、外国語の基礎的・応用的知識とともに実践的に役立つ能力を身につけます。

専門教育科目では、深く専攻について学ぶと同時に、広く音楽の知識と能力と感性を身につけます。専門共通科目では、音楽の基礎力を身につけると同時に、音楽の様々なジャンルについて学びます。専門理論科目では、それぞれの専攻分野を支える理論について学びます。専門実技科目においては、それぞれの専攻実技を系統的に深く修得すると同時に、関連実技やデュオやアンサンブルや副専攻実技、副科実技を履修することができます。

専門演習科目においては、様々な形態の合奏やアンサンブル、オペラや舞踊、演技・演出やミュージカル、音楽制作や創作技法に関わる演習、音楽教育や音楽療法の演習、フィールドワークやインターンシップ、企画制作や公演実習について学びます。

教職課程をおき、中学校一種（音楽）および高等学校一種（音楽）の免許状を取得できます。また、指定科目を履修することで、音楽療法学会認定音楽療法士の受験資格を取得できます。

＜アドミッションポリシー＞

本学の建学の精神である「共なるいのちを生きる」は、お互いの違いを認めながら協同して生きるという意味です。「自分と異なる個性を受け入れ認め合う、他者に対して思いやりの気持ちをもつ」というのが本学の根本精神です。

- ・多様な個性を認めあい、共感する心をもった学生を求めます。
- ・自分の個性を大切にし、学習する意欲をもった学生を求めます。
- ・つねに前向きに努力し、達成する喜びを追求する学生を求めます。

名古屋音楽大学は、音楽という専門を学ぶことを通じて、響きあう心と響きあう命について深く学ぼうとする意欲にあふれる学生を求めます。

・AO入学試験

本学の建学の精神を踏まえ、協調性があり音楽に対する意欲をもった学生を求めます。

・推薦入学試験

本学の建学の精神を踏まえ、高等学校において積極的な学校生活を送り、音楽に対して人一倍の熱意を持って努力する学生を求めます。

・一般入学試験

本学の建学の精神を踏まえ、音楽の知識と技術および専門性を追求する高い意識を持って努力する学生を求めます。

以上、3つのポリシーは、本学の使命・目的及び教育目的をわかりやすい文章として具体化したものである。

本学は、その使命・目的及び教育目的に沿って教育研究組織を構成している。音楽学部においては、それまでの「四学科」体制を見直し、平成19年度より「一学科制」を導入した。

一学科制の導入により、コースと専攻の枠と領域を超えた教育と研究がいつそう進展しつつある。副専攻、副科実技の履修にとどまらず他の専攻分野の専門科目の積極的な履修など、学生た

ちが音楽という専門領域を幅広く深く学べる体制が名実共に実現している。学科とコースの運営に関しては、15のコースを5つの系に分け、各コースに責任を負える運営組織を構成している。

音楽表現系Ⅰ…ピアノコース、邦楽コース、音楽総合コース

音楽表現系Ⅱ…管楽コース、弦楽コース、打楽コース、ジャズ・ポピュラーコース

音楽表現系Ⅲ…声楽コース、舞踊・演劇・ミュージカルコース

音楽創造系…作曲コース、映像音楽コース、電子オルガンコース

音楽応用系…音楽教育コース、音楽療法コース、音楽ビジネスコース、一般教養

系長は運営委員会メンバーとして、教学に関わる大学運営に適切に参加している。大学院においては研究科常任委員会メンバーとして各専攻選出教員が関わっている。なお、平成26年度より、各選考選出教員を系長が兼ねており、学部と大学院を有機的かつ一体的に運営する体制が構築されつつある。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

大学院のカリキュラムポリシーおよびアドミッションポリシーを独自に明確にする必要がある。その際、専攻ごとに明確化する必要がある。

【基準1の自己評価】

本学の使命と目的は、学則等において適切に定められている。建学の精神と教育目的についても現代的にわかりやすく表現し公表している。三つの方針は、本学の使命と教育目的に沿ったものとして具体化されており、ホームページ等において公開している。学部においては系長が参加する運営委員会を通じて、大学院においては研究科常任委員会（各専攻選出教員は系長が兼務）を通じて、学部および大学院の教育目的は大学運営に適切に反映されている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

入学者受入れの方針は、アドミッションポリシーとして、公式ホームページ上に公開しており、明確である。入学希望者の多くは、年 5 回開催のオープンキャンパスをはじめ、年 2 回開催の音楽講習会、出張オープンキャンパス、出張指導などの機会を通じて、本学の教育目的をしっかりと理解した上で入学する場合が多い。オープンキャンパスにおける入試相談、ワンポイント実技レッスン、管打楽器クリニック、弦楽ワークショップ、舞踊・演劇・ミュージカルコース体験レッスン、ジャズ・ポピュラーコース体験レッスンなどの機会も、入学希望者が直接に本学教員の指導に触れることで、本学の教育目的を知る機会となっている。

入学者受入れの方針に沿った入学者受入れ方法の工夫としては、高校の進路指導室や音楽担当教員との連絡を密にとりながら、本学の教育目的とアドミッションポリシーに見合った入学者の受入れを適切に行っている。

A0 入試、指定校推薦、公募推薦の合格者には入学前セミナーを実施し、よりスムーズな形で入学者を受入れる態勢を整えている。平成 26 年度入試から、新たに特待生選抜型実技入試を導入し、受験生のニーズに応えると同時に本学の入学者受入れ方針に沿った学生受入れに努めている。平成 27 年度からは、ピアノ演奏家コースを新設し、個性あふれる専門性の高い学生を受入れる努力をしている。

音楽系大学及び音楽系学部・学科の全国的な入学定員の合計は約 6000 名である一方、全国的な入学者合計は約 4500 名程度となっている。全国的な供給過剰状態の中で、本学も定員を満たすことができずにいる。こうした中、定員の適切な見直しも検討中であるが、まずは質の確保と向上を当面の課題としつつ、さらに新しいコースの設置について検討中である。中京圏における音楽大学の存在価値を高めるべく、本学の受入れ方針に沿った質のよい入学者の受入れに鋭意努力している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の受け入れ方針に沿った質のよい入学者の受入れに鋭意努力することで、定員充足を目標とする。当面、そのために必要な新コースの設置と既存コースの改善を一つ一つ進めていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

カリキュラムポリシーをホームページ上に公開するとともに、シラバスにおいて、各コースの教育目標と履修の流れについて明確にし、周知している。2000 年に行ったカリキュラムの抜本的改正により、自由で開放的な教育課程が体系的に整備されている。その後の変化への対応として、カリキュラムの修正はその都度行っている。ここ数年については、FD 研修会も開催し、教授方法の工夫・開発について、組織的な努力を行っている。教育課程の編成方針は、本学の教育目的を踏まえ、カリキュラムポリシーに明確に定めている。

教育課程の編成については、シラバスにおいて、コースごとに「コースの目標と履修の流れ」を明示することで、その体系的な編成がわかるように工夫している。教授方法についても、シラバスの記載内容を充実させることに取り組んできた結果、実際の教授場面においても改善が進んでいる。

登録単位数の上限は、履修規程第 9 条に定めるとおりである。卒業要件に必要な単位数を越えて意欲的に取り組む学生が多く、卒業年次までの履修は極めて充実した形で適切に行われている。

音楽大学においては、個人レッスンを基本とする実技レッスン並びに実習科目などにおいて、次回のレッスンおよび実習に向けて、教室外学習をすることは当然のことである。そうした教室外学習を前提にした教授が適切に行われている。学生の練習室も、利便性と安全性に配慮しながら、十分に整備されている。学生の申し出に基づく個人レッスンの担当教員の変更を保証していることも、教授方法の工夫や開発に役立っている。

また、邦楽や東洋・アジアの民族音楽に関する講座を開設していることは、自文化理解と異文化理解にもつながるものであり、共なるいのちを生きるという建学の精神の具現化でもあり、特筆すべきことである。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD 活動をさらに強化するとともに、公開授業や研究授業などを通じて、教授方法の工夫や開発に組織的に取り組む仕組みを構築する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学修支援については、新入学生の一人ひとりの状況について、入試広報部教職員、学務部教職員の間で情報共有を徹底している。その上で、教職員全体での情報共有、厚生部との情報共有と連携に取り組んでいる。学修支援の強化の結果、退学率が目に見えて減少傾向にある。

授業支援としては、合理的配慮が必要な学生について、個人情報に配慮しつつ、教職員全体での情報共有に取り組んでいる。問題が共有されることで、スムーズな授業支援が行われるようになってきている。小規模大学における学修支援と授業支援の基本は、学生一人ひとりの状況についてのきめの細かい情報共有にある。教員と職員、各部署の間で壁のない情報共有をその都度おこなうことで、教職員協働による学生一人ひとりに配慮した支援を行ってきている。学生一人ひとりを単位とした、壁のない情報共有に努めている。これまで二つに分かれていた事務室を、平成 26 年度より一室にまとめたのも、そうした問題意識に基づく取り組みの一環である。

音楽の基礎科目であるソルフェージュについて、能力別・到達度別のクラス分けを行っている。到達度の低いクラスにおいて、平成 22 年度秋学期より大学院生による TA を導入して効果を上げている。授業補助員の制度も学修支援と授業支援にとって重要な柱となっている。また、音楽史や音楽科教育法の授業を複数教員による協働体制へと変更し、効果を上げている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育実習の前提となる科目として、「教職の基礎」を導入する。こうした科目について、複数教員による協働体制をとることで、いっそうの学修支援をはかる。その他の科目についても、協働体制による改善が見込めるものについて、検討を始める。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ディプロマポリシーを明確にし、ホームページ上で公開している。単位認定の基準については、科目ごとにシラバスに明記するよう徹底している。進級と卒業・修了認定の基準については、学則並びに履修規程、大学院学則並びに大学院履修規程、学位規程及び学位論文等並びに最終試験に関する規程に明確に定めている。運用については、規定に従い、厳正に適用している。実技系の科目については、学内のホールや教室において、学生が一人ずつ演奏を行い、それを複数の担当教員が厳正に採点し、その集計結果をもって単位認定を厳正に行っている。卒業試験、修士演奏についても、複数教員による採点及び審査を行った上で、教授会並びに研究科委員会において厳正に卒業並びに修了の判定を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

GPA の導入を検討する。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

キャリアガイダンスは、キャリア支援センターを中心に、各年次の学生に対して系統的かつ体系的に適切に実施している。一人一人に応じた就職支援についても、センター職員が連携をとりつつ、きめの細かいサポートを行っている。教育課程の中では、キャリア支援科目である「音楽と人生Ⅰ～Ⅳ」において、社会的自立と職業的自立を促す内容で適切に行っている。

音楽と人生Ⅰ・Ⅱは、社会的・職業的に活躍している方々を学内外から講師に招き、オムニバス方式で実施している。学生たちが、社会と職業、専門と職業のつながりについて学ぶよい機会となっている。また、音楽と人生Ⅲ・Ⅳでは、自己分析、ビジネスマナー、キャリアタイプ診断、キャリアプランシートの作成、自己プレゼンテーションなど、具体的かつ実践的なキャリア支援教育を実施している。

また、教職志望者には、教職科目や教科法に関する科目を通じて、系統的・体系的な指導を行っている。大学院進学者や卒業後の留学希望者については、個人レッスン及び専門科目を通じて、一人一人に応じた指導をきめ細かく系統的に行っている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

個人レッスン制という音楽大学の特色、さらには小規模大学というメリットを最大限に活かして、一人一人の学生に応じたきめの細かい指導を引き続き行っていく。その際、教員間や部署間での情報共有を促すことで、組織的に支援する体制を整えていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育目的の達成状況の点検として、年度末に授業アンケートを実施している。実技レッスンについては、師弟関係を伴う個人レッスン制であることから、長らく授業アンケートを実施することについての抵抗が存在したが、平成 25 年度からは、実技レッスン科目を含むすべての科目について例外無くすべて授業アンケートを実施することができた。アンケートの結果について各授

業担当教員に通知し、改善計画書の提出を求めた。

FD 委員会を中心に FD 講習会やシラバス改善などに取り組んだ。平成 25(2013)年度以降の FD 委員会の活動は次のとおりである。第 1 回 FD 委員会(7 月)では、平成 24 年度秋学期の授業評価アンケートの運用について、平成 25 年度も同様に実施すること、結果について図書館で閲覧できるようにすることが承認された。第 2 回 FD 委員会(9 月)では、平成 25 年度の授業評価アンケートについて、非常勤も含め全教員について実施すること、結果について授業改善計画書を提出させることが承認された。第 3 回 FD 委員会(10 月)では、授業評価のスケジュール及び、授業改善計画書を受けての講習会開催の検討、シラバス改善について確認された。第 4 回 FD 委員会(12 月)では、授業改善計画書の取り扱いおよび公開授業の開催などについて検討がなされた。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

包括的に実施するに至った授業アンケートについて、これを継続的に毎年実施するとともに、今後、系統的に調査結果の分析を行い、具体的な教育改善へのフィードバックを行う体制を構築する。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

学務部、および、同朋大学との共通組織である厚生部が主として支援にあたっている。厚生部には、キャリア支援センター、学生相談室、健康管理室が置かれ、適正に機能している。専任の相談員が配置され、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っている。

学生に対する経済的支援としては、入試時特待制度および在学生への特待制度がある。外部奨学金として、学生支援機構のほか、山田貞夫音楽財団奨学金を運用している。平成 26 年度より、東本願寺奨学金が新設され、その運用を開始するところである。

学生の課外活動については、学務部を通じてサークル活動費への支援を行っている。社会人や留学生、編入学生については、個別に一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。

学生満足度調査については、学生相談室が毎年行っている。また、質問票の制度により、学生からの要望や疑問について、学務課を通じて直接的に大学当局に問い合わせることのできる仕組みがあり、適正に機能している。質問の内容に応じて、学務部長をはじめとする教職員が回答している。

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

小規模大学の特性を生かし、顔の見える関係を重視し、一人ひとりに対しきめの細かい学生サービスが行われている。おおむね良好に機能しているが、外部資金を含む奨学

金制度の拡充、さらなる学生サービスの向上に努めたい。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

「基準項目 2-8 を満たしている。」

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育課程を遂行するために大学設置基準上、必要な専任教員・教授数は確保され、適正に配置されている。大学の使命と目的に基づく教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は適正に行われている。教員の採用、昇任については、教員選考規程に基づき、教員選考基準に従い、教員選考委員会及び教員資格審査委員会での手順を踏まえて、適切に行われている。

FD委員会を中心にFD講習会やシラバス改善などに取り組んだ。平成22年度以降、FD講習会を6回行った。授業運営とシラバス改善、学生サポートなどについての認識を深め共有した。これを踏まえ、シラバス改善に取り組んだ。

大学教員評価については、学園大学教員評価制度委員会が全専任教員について毎年度実施している。評価結果を本人に通知し、改善を求めている。

教養教育の実施については、学務部および教養教育担当の専任教員が協力して行っている。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

教養教育実施のための体制について、新しい状況に応じた組織的な整備が必要である。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学設置基準の定める校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境は適切に整備されており、適切な運営と管理が行われている。

オーケストラ実習室、オペラ実習室、ミュージカル実習室、録音スタジオをはじめ、各種実習

施設は適切に整備されている。大学が擁する3つのホールは、多様な教育研究活動のほか、一般への貸し出しも含め、幅広く活用されている。教室外学習のための練習室も適切に整備されている。楽器室も適切に整備され、学生への楽器貸出も適切に運用されている。

大学施設の開放は、ホール貸出のほか、図書館の閲覧、公開講座の開催、附属音楽アカデミーにおける音楽教室の開催など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力を積極的に行っている。IDカードによる練習室貸出やIDカードによる入退室管理、入館管理など、学生の利便性と安全性に配慮した運用が行われている。施設設備等のメンテナンスは定期的に行われている。

小規模大学の最大のメリットであるが、授業を行う学生数については、個人レッスンははじめ、少人数で適正な数において行われている。受講人数に応じたクラス数の調整も適切に行われており、教育環境に対する学生の不満は少ない。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

楽器や設備などの一部に老朽化がみられる。計画的に修繕や更新を行っていく必要がある。

【基準2の自己評価】

本学の使命・目的に沿って、教育目的を明確にしている。学生受け入れの方針は明確であり、質のよい入学生を継続的に確保している。また、教育課程編成方針も明確であり、カリキュラムに体系的に実現されている。学生の質問や希望に応える仕組みも保証されており、学生満足度は高く、教育目的は良好に実現されている。単位認定と卒業についても適正に行われており、社会の各分野で活躍しうる人材を育てている。キャリア支援についても、取り組みを強化している。授業アンケートも包括的に実施することになり、教育内容と方法の改善に向けての取り組みが開始されている。学生サービスは適正に行われている。教員の採用と昇任についても、規程に従い、適切に行われている。教育環境の整備についても定期的な点検とメンテナンスが適正に行われている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学園の経営は、寄附行為第 3 条に定めるとおり、「教育基本法及び学校教育法に従い、親鸞聖人の同朋和敬の精神による学校教育を行い、いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成すること」を目的として行われている。また、本学学則において、「名古屋音楽大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、仏教精神、ことに親鸞聖人の同朋和敬の精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を指向する芸術性ゆたかな人材を養成する」と定め、大学院学則において、「本学大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、親鸞聖人の同朋和敬の精神を体し、学部において修得した一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野並びに教育実践の場における理論と応用の研究能力を高め、もって教育研究を推進し得る能力を養うことを目的とする」と定めている。こうした目的に従い、学園諸規程及び大学の諸規程に従った運営がなされている。

組織倫理に関しては、寄附行為と学則のほか、それぞれ学園の寄附行為細則、監事監査規程、内部監査規程、内部通報者並びに通報者保護に関する規程、教員評価制度委員会規程、学園組織規程、管理系統機構図、事務分掌規程、文書取扱規程、公印取扱規程、規程管理規程、教職員勤務規程、研究費に関する取扱規程、経理規程、経理規程施行細則、財務情報閲覧規程などに定められている。これらの諸規程はすべて、学校教育法、私立学校法、大学設置基準といった法令を遵守するものである。

人権や安全への配慮としては、ハラスメントの防止等に関する規程のほか、個人情報保護委員会規程、個人情報の保護に関する規程などに従い、個人の権利や安全に配慮した運営に努めている。

教育情報は、ホームページの「教育情報の公開」において公表している。財務情報については、学園広報誌『Campus Report』に掲載するとともに、学園ホームページの「情報公開」において、「事業報告書」、「財務資料」を公表している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性を維持していくためのガイドラインの策定を検討する。会計基準に従った適正な運用を行つとともに、公的研究費の管理・監査をはじめ、コンプライア

ンスの確立・維持に努める。教育情報・財務情報について、大学ポートレートに参加し、継続的かつ積極的に公開していく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、寄附行為により学園の最高意思決定機関として位置づけられている。理事会は、3月、5月、12月の年三回を定例として開催しているが、必要に応じて臨時理事会を開催しており、適時的な意思決定を行う体制は整っている。より迅速な戦略的意思決定を行う上で、常任理事会の役割は重要である。常任理事会は年に定例で17回を開催しているが、必要に応じて臨時常任理事会を開催しており、臨機に応じた意思決定の体制は整備されている。本学園は三つの大学を有するが、機関別の課題を明確にし、意思決定を迅速かつ機能的に行うために、平成25年度末より、理事長・事務局長・総務部長・内部監査室長と各大学長・学部長・事務部長による機関別会議をほぼ毎月行っている。また、学園の未来戦略に関わる意思決定に資するための諮問機関として、理事長のイニシアティブにより学外有識者を招いた未来戦略会議を平成25年度末より設置し、すでに5回を開催し、学園全体に関わる未来戦略の検討を進めている。理事会を最高意思決定機関としつつ、戦略的かつ機能的に意思決定ができる仕組みを整備しつつある。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の達成に向けて、常任理事会と理事会が戦略的な意思決定を行えるよう、機関別会議、未来戦略会議での議論を適切に反映するように努める。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の意思決定については、教授会規程および大学院研究科委員会規程等に従い、適切に行っている。学部においては、教授会と運営委員会が、大学院においては、研究科委員会と研究科常任委員会が、それぞれ意思決定と運営に関わる組織として整備され、権限と責任が定められてお

り、規程に従って適切に機能している。

ただし、専任教員が 24 名（特任教員を除く教授会構成員は 19 名）という小規模大学であることに鑑み、大学の意思決定をより機能的かつ効果的に行うために、学長のリーダーシップのもと、教授会ならびに研究科委員会は、いくつかの改善に取り組んできた。第一に、学部長と研究科長の兼任化、第二に、各種委員会の運営委員会への統合化による大学としての意思決定の一本化、第三に、教授会と研究科委員会の一体的運営、および、運営委員会と常任委員会の一体的運営、第四に、部会制度から系長制度への変更によるコース運営の適正化と機能化、第五に、部局メンバーの若返りと活性化である。

平成 22 年度より、学部長と研究科長を一人の者が兼務する体制が実現している。これにより、学部と大学院のそれぞれの使命・目的と独自性を十分に尊重しつつ、有機的で連携のとれた運営が可能となってきた。運営体制レベルの一本化も徐々に進みつつあり、学部と大学院との有機的連携のとれた機能的意思決定が可能となってきた。小規模大学においては、こうした学部と大学院との統合的な意思決定は、学長の適切なリーダーシップの発揮にあたっても機能的に作用すると考えられる。他方で、学部にある 15 の各コースへの対応をきめ細かく機能的に行うため、従来の 2 部会制に代えて、平成 24 年度より、5 系長制を導入している。平成 26 年度からは、学部の 5 系長と大学院の常任委員とが一致する体制が実現しており、これも学部と大学院との有機的連携のとれた機能的意思決定を可能にする効果を発揮している。学長のリーダーシップとの関係においても、有機的で機能的な業務執行が可能となってきた。

規程を遵守しつつ、運用レベルにおける改善がはかられてきており、従来に比して、権限と責任も明確に整理されると同時に、大学の意思決定組織が適切かつ機能的に学長のリーダーシップに呼応する体制が構築されつつあるといえる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

運用の改善の実績を踏まえ、規程の適切な見直しを検討する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

機関別会議の導入により、法人と大学の管理運営機関とのコミュニケーションによる意思決定の円滑化がはかられつつある。理事会と常任理事会における決定事項は、理事（常任理事）である各学長を通じて、各機関へと伝達されている。また、事務レベルにおいては、法人事務局と各

事務部長との事務協議会により、コミュニケーションがはかられている。監事は、理事会および常任理事会に常に出席し意見を述べている。法人の業務、財産及び役員の業務執行についても適切に状況を把握し、監事としての職務を執行している。評議員会は年に3回開かれ、規程に従った諮問が行われている。

平成24年度より、三大学広報ミーティングが年に6~7回開催され、三大学の入試広報担当部署および各学長・入試広報部長の参加により、大学広報業務に関するボトムアップのコミュニケーションがはかられ、効果を上げてきている。平成26年7月には、三大学と同朋高校との高大連携交流会が開催されることになっており、ボトムアップのコミュニケーションを改善する努力が入試広報分野から始まっているといえる。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

入試広報分野に限らず、学修支援や学生生活支援、就職支援などの分野においても、ボトムアップコミュニケーションがはかられる必要がある。これをガバナンスと結びつけ、法人および各機関・各部門が問題を共有化し、ともに解決へと向かっていく仕組みを構築する必要がある。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

「基準項目3-5を満たしている。」

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

組織編成については、学園組織規程及び事務分掌規程に定められている。指揮系統の簡素化を図り、業務の効果的な執行体制を目指し、平成24年度には寄附行為と組織規程の見直しを行った。空席となり機能していない、学園長、参事、事務局長補佐の各役職を廃止するとともに、学監の位置づけを変更し役員及び組織編成から除くこととした。また、学園事務局長の職務を見直し、全機関の事務職員を指揮監督することとした。

各機関に権限が分散され過ぎることで責任が不明確になってきた点、各機関各部門に業務が固着化することで人事が硬直化してきた点など、職員配置における改善が課題となってきた。法人の責任を明確化したうえで、権限の適切な分散をはかる必要がある。職員の配置については、学園としての事務統合を視野に改革を進めている。平成24年度より、4月の人事異動のほかに10月にも人事異動を実施する体制に移行した。また、業務執行の管理体制の中軸を担う部課長の大幅な人事異動を実施した。とくに法人本部と各機関の事務部長の入れ替えを断行し、本部と各機関との間の連携と意思疎通を実現する配置を目指した。人事異動にあたっては、理事長および理

事による、全職員に対する面接を実施した。業務執行の管理体制を見直し、機能的に業務を執行する態勢を人事異動の面からも強力に推進しつつある。

職員の資質・能力の向上のための取り組みとして、学園内における事務職員研修会、初任者研修会、部課長研修合宿を実施した。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

学園としての一体的な事務運営を行うことが、業務執行の効率性においても機能性においても求められている。事務統合も含めた検討を行う。適切な人事異動と組織編成の改革を継続して行いつつ、職員の資質と能力を向上させるための取り組みをさらに強化する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 24 年 9 月に中期経営計画を立てたのち、その後の展開を踏まえ、現在、新たな中期経営計画を策定する作業を行っている。財務運営については、定員割れ状況が恒常化している状況のなか、厳しい運営が続いているが、そうしたなかでも財政健全化に向け、改善の努力を行っている。大学単独の消費収支計算書における人件費比率と教育研究費比率は、次の通りである。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
人件費比率	70.10%	65.50%	61.10%
人件費依存率	88.80%	81.80%	74.20%
教育研究費比率	23.90%	24.00%	26.00%

今後の少子化時代の到来を視野に入れるならば、入学者数に応じた健全経営の確立が急務である。学生数に応じた事務組織及び教員組織の適正化をはかりつつ、教育の質を上げる努力が必要である。教育の質をあげることで入学者を確保し安定的な財政基盤を確立する努力と同時に、財政収入に見合った支出管理を適正に行っていく必要がある。現在、教員組織の活性化による教育の質の向上をはかりつつ、規模に応じた事務組織の効率化と機能化をはかっている。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

安定的な財政基盤の確立のためには、ステークホルダーによる持続的で安定的かつ強力な支持とともに、地域社会からの社会的支援が必要である。教育の質の向上に努め、入学者の安定的な確保を目指しつつ、音楽大学としての社会貢献活動を強化することも含め、寄付金等の社会的支援を安定的に確保する努力を行う。また 18 歳人口だけに依存しない経営をめざし、広く社会人や留学生の受け入れをはかる。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

会計処理については、学校法人会計基準、学園寄附行為、学園経理規程及び経理規程細則に従い、適正に実施している。財務会計システムについては、平成 22 年度までは会計管理システムのみ利用であったが、平成 23 年度より消費税管理システムと固定資産基本金管理システムをサブシステムとして活用している。平成 24 年度からは、共通経費の自動案分機能の活用により業務の効率性と正確性が向上した。なお、平成 27 年度からの学校会計基準の改正についても、平成 26 年度中にシステムの修正とアップグレードを実施し、適正な処理ができるよう対応する。会計処理をより適正に実施するために、各機関での会計伝票チェック、本部担当者によるチェック、経理課長によるチェック、経理部長によるチェックを行っている。会計管理システム上、すべての会計伝票について経理部長の承認がないと、出納データや帳簿データへ会計伝票が取り込まれないシステムとなっている。

会計監査については、私立学校振興助成法第 14 条に従い、学園経理規程第 9 章の定めに従って、適法かつ厳正に実施されている。監査法人については、5 年ごとに見直しを行っている。監事による監査は寄附行為及び学園監事監査規程に従い、業務活動が法令並びに学園の建学の精神及び諸規程に基づいて正しく行われているか、会計処理の適否、会計記録の正否及び財産保全状況の適否等について、監査を実施している。内部監査室監査については、学園内部監査規程に基づき、学園の業務活動の効率化と会計処理の適正化を図ることを目的に、適正に実施している。会計だけでなく業務について、適法性及び合理性の観点から点検を行っている。監査結果については、機関別会議に報告され、改善の対応状況を確認している。

監査法人と監事と内部監査室とは、厳正な監査を実施するために、監査連絡会内規に従って相互に情報交換を行っている。監査体制として十分な整備がされている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、財務会計システムをフル活用するため、各機関への端末の導入を順次すすめ、会計処理の電子化を推進する。あわせて職員の会計処理スキルの向上をはかる。監査による指摘事項について改善を進め、より適正な会計処理ができるよう見直しを行うとともに、誤謬や不正行為の防止に向けて引き続きチェック体制を強化する。

【基準 3 の自己評価】

経営の規律と誠実性は維持されている。使命・目的の実現のため、経営及び運営の面に

において、努力が行われている。理事会も機動的・戦略的な意思決定のための仕組みを新たに講じるなど、メリハリのある機能的な役割を果たすようになってきている。大学の意思決定は、学長のリーダーシップの下、教授会構成員及び職員の協力により、徐々に機能的に改善してきている。コミュニケーションとガバナンスについても改善がみられる。さらなる意思決定の円滑化と確実かつ誠実な実行が求められている。業務執行体制についても見直しが進められている。人事異動や研修の活性化を含め、SD活動にも積極的に取り組み始めている。財務運営についても改善がみられる。会計処理は適切に行われている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

財日本高等教育評価機構による平成 21 年度の認証評価にあたって、「自己点検・評価を恒常的に行う体制を確立し実施するとともに、その結果を大学運営の改善・向上につなげるシステムを構築」することが条件として付された。大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を行う体制として、大学評価委員会を中心に、FD 委員会、大学教員評価制度委員会などを通じて、自己点検・評価の取り組みを行ってきた。それらを前提にまとめられたのが、この平成 26 年度自己点検評価書である。今回の自己点検・評価をまとめるなかで、改めて本学の使命と目的が再確認されるとともに、変化への対応の努力をさらに恒常的に継続する必要性が確認された。

今回、平成 21 年度以来となる自己点検評価書をまとめるなかで、小規模大学における恒常的な自己点検・評価体制はいかにあるべきかという問題に直面した。入学者数の減少傾向の中、事務組織の効率化がはかられており、小規模大学において、恒常的に自己点検評価のための事務担当部署をおくことは現実的に困難である。本学においては、自己点検・評価の体制として、大学評価委員会を軸に進めてきたが、大人数の委員会では、かえって機能的な大学評価が進めにくいことも明らかになった。学長のリーダーシップのもと小規模な作業部会による集中的で機能的な自己点検・評価活動が適切であると考えられる。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、学長のリーダーシップのもと、教員と事務職員の協働による作業部会を、周期的にプロジェクトチームとして設置し、機能的な自己点検・評価を行っていく。周期としては、4 年以内に 1 度行うこととする。当面、平成 28 年度に予定している外部評価の受審にむけて、平成 28 年 6 月までに自己点検・評価を行うこととする。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

エビデンスに基づく透明性の高い自己点検・評価を行っている。現状把握のための調査・データの収集と分析は適切に行われている。自己点検・評価の学内共有と社会への公表を、印刷物及びホームページを通じて適正に行っている。現在、平成 28 年度の外部評価に向け、より精度が高く、より誠実で透明性の高い自己評価を行う準備を進めている。今回の自己点検・評価の実施を踏まえ、必要な調査とデータ項目の見直しと整理を行い、現状把握のための調査データの収集と分析についての改善をはかる準備を進めている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

調査データの収集と分析を徹底する。平成 28 年度の自己点検・評価の実施に向け、現状把握に必要な調査とデータ項目を整理する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学評価委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会を中心に、自己点検・評価の結果活用のための PDCA サイクルの仕組みが確立されている。平成 21 年度の大学認証評価の結果報告を踏まえ、両委員会を中心に、改善の取り組みを強化してきた。シラバスの改善を行ったほか、授業評価アンケートの毎年実施と全科目実施、授業アンケートのデータ公開と、授業担当者からの授業改善計画書の提出を求めた。現在、改善計画書の内容を踏まえた講習会の実施や公開授業の開催が計画されている。平成 26 年 6 月には自己点検評価書（本報告書）を作成した。これは、平成 21 年度以降、初めての自己点検・評価であり、活用は今後の課題である。今回の自己点検・評価を踏まえ、さらに強力に改善を進める。学長のリーダーシップのもと、プロジェクトチームを組織し、これにあたる。

今回の自己点検・評価の結果について、教職員に周知するとともに、教職協働の部局連絡会議、大学評価委員会、運営委員会、教授会等において討議と検討を進め、具体的な改善に取り組む。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今回の自己点検・評価の結果を踏まえた、PDCA を実施する。学長のリーダーシップのもと、プロジェクトチームを作り、PDCA サイクルをより機能的なものとして確立する。

[基準 4 の自己評価]

小規模大学における自己点検・評価の在り方について、いまだ模索が続いているのが現状であるが、教職員の意識の改革は確実に進んでいる。定期的に正確かつ誠実な自己点検・評価を行う上で、学長のリーダーシップの下、各部署の教職員を動員して、プロジェクト的に推進することが肝要である。教職員協働の仕組みも徐々に確立しつつあり、恒常的に自己点検・評価に取り組む体制が構築されつつある。

平成 28 年度の第三者評価に向け、自己点検・評価を恒常的に行う体制を構築するとともに、今後、自己点検・評価を 4 年以内に 1 度行うこととする。自己点検・評価の結果を社会に公表するとともに、学内で共有し、大学の使命と目的に沿った経営改善及び運営改善に努めたい。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育、良質の音楽を提供する演奏会など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-② 地域の施設等での演奏会やワークショップなど、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

施設貸出要領に従い、大学施設の貸出しを行っている。本学は、成徳館 12 階ホール、めいおんホール、ホール Do の三つのホールを設置しているが、これらについても音楽教育振興および音楽文化振興の目的をもった公共性の高い内容のものに対して外部への貸出に対応している。

楽器利用規程に従い、学内外への楽器の貸出しを行っている。附属図書館は、音楽資料の所蔵数と内容において中部地区ナンバーワンを誇る音楽図書館であるが、これについても、一般への開放を行っている。

名古屋市生涯学習推進センターとの連携公開講座に取り組んでいる。今年度は、名古屋市科学館においてインドネシアの民族楽器であるガムランジェゴッグの演奏を交えた講座を予定している。

附属音楽アカデミーでは、大学施設を開放して、音楽教室を開いている。幼児から高齢者まで 200 名を越える受講生が、月に 3 回のレッスンおよび講座に参加している。受講生の増加により、従来土曜日みの開講であったのを、平成 26 年度より土日開講としている。毎年 3 月には、めいおんホールにて、アカデミー発表会を開催している。

大学主催演奏会を平成 26 年度は 12 回開催する。多彩なジャンルの内容とプログラムで、地域社会に良質の音楽を提供している。平成 25 年度からは大学院生による学内リサイタルを開催している。また学部 3 年次生による学内演奏会も開催している。いずれも一般公開の演奏会である。各学期末には、オーケストラやミュージカル、管楽アンサンブル、各専攻楽器による演奏会など、多岐にわたる公開発表会が行われている。会場は、めいおんホールを中心にして本学が有する 3 つのホールが利用されている。すべて一般公開であり、地域の方々にはリピーターが多い。平成 24 年度からは、奏楽館サロンを利用して、教員と学生・院生によるランチタイムコンサート（Concerto Fontana）を実施している。教員と学生・院生による共演という新しい形での取り組みとして、すでに 11 回を実施しており、地域の方々にもとても好評である。

ナゴヤまちなかどアンサンブルにも取り組んでいる。9 月から 11 月にかけて、市内各所において十数回のまちなかどアンサンブル演奏を繰り広げている。年間 70 回を数えるめいおん出張コンサートは、愛知県内を中心に東海地区の各所にて行っている。平成 25 年秋には第 1 回めいおん音楽祭（10/29～11/4）を開催した。学内外において、7 日間で 30 を越える演奏会・イベントを行った。7 日間で、のべ 2500 名を越える入場者があった。第 2 回めいおん音楽祭は、平成 26 年 10 月 26 日から 11 月 2 日の 8 日間にわたって開催する。すでに 30 近い企画が予定されてい

る。名古屋市演劇練習館（アクテノン）との連携による野外コンサートやワークショップ、名古屋市水族館でのアクアリウムコンサートも予定している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域に開かれた音楽大学として、音楽大学という個性、音楽という専門性を活かした地域貢献に引き続き取り組む。

A-2 同窓連携、行政連携、文化諸団体との連携を通じた音楽文化の振興と継承

《A-2 の視点》

A-2-① 音楽という専門を通じた同窓生の連携による地域の音楽教育及び音楽文化振興への貢献

A-2-② 音楽という専門性を活かした特色あるかたちでの行政・文化振興団体との連携

A-2-③ 音楽諸団体、文化諸団体との連携

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

同窓生との連携の取組みを強化している。平成 21 年夏に発足した、名古屋音楽短期大学および名古屋音楽大学出身の教員の会である「めいおんの会」は順調に発展している。毎年夏には総会・研修会・懇親会を開催し、教育現場における音楽教育能力向上のための研修を行っている。

平成 22 年度からはホームカミングデイを開催し、平成 25 年度からは、めいおん音楽祭期間中に、同窓生演奏会とホームカミングパーティーとして開催している。Facebook など SNS の活用なども通じて、新しい形の同窓連携が広がっている。同窓生が各地で行っている演奏会情報やリサイクル情報、出演情報が共有されることで新たな交流が広がっている。

めいおん音楽祭には、同窓生が連日のように訪れ、多彩な演奏会を楽しんだ。また、同窓生も演奏に参加する機会もあった。音楽という専門を通じた同窓連携は、様々な情報交換や交流と連携を生み出し、地域の音楽教育及び音楽文化振興にも好影響を与えている。また、平成 26 年 11 月には、本学同窓会福井支部との共催で、第 10 回めいおん FUKUI 演奏会をハーモニーホールふくいにて行う。

平成 25 年度には、主に、中村文化小劇場、中川文化小劇場、演劇練習館との連携を図り、名古屋市西部における地域文化の活性化に寄与することを目的に、名古屋市文化振興事業団との連携協定を締結した。また、平成 25 年度末には、魅力あるまちづくりを目指して、同朋学園三大学と名古屋市中村区との連携協定を締結した。

名古屋フィルハーモニー交響楽団との連携も強化している。平成 25 年 9 月には、名フィル市民会館名曲シリーズにおいて、名古屋フィルハーモニーと名古屋音楽大学の学生が共演した。常任指揮者が自ら大学を訪れて、オーケストラ練習に取り組んだ。平成 26 年 5 月には、東海三県から約 400 人の高校生が参加して、朝日新聞とのタイアップにより、今夏の全国高校野球選手権大会の大会歌「栄冠は君に輝く」の収録が本学を会場に行われた。6 月には、尾張地区から吹奏

楽部に所属する約 350 名の高校生が参加して、尾張吹奏楽協議会の吹奏楽講習会が本学を会場に行われた。毎年 2 月と 8 月には、音楽教育推進協議会の音楽科特別講座の名古屋会場として本学を提供し、中部北陸地区から約 200 名の小中学校音楽教員が参加している。また、ヨーロッパ国際ピアノコンクール、大阪国際音楽コンクールなどの地区予選、地区本選会場として本学を提供している。

名古屋楽壇懇話会や愛知芸術文化協会、日本演奏連盟、日本作曲家協議会などとの連携強化にも努めている。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

名古屋市や愛知にとどまらず、広く東海地区、中部地区における連携を拡大強化していく。また全国レベルでの連携と交流を深め、音楽教育と音楽文化の振興に貢献する。

【基準 A の自己評価】

大学がもっている人的・物的資源の提供を積極的に進めている。音楽大学という個性を活かし、音楽という専門を通じて、地域に積極的に貢献している。新しい取り組みにも積極的であり、音楽大学としての存在感を発揮しつつある。

基準 B. 国際交流

B-1 音楽を通じた国際交流

《B-1 の視点》

B-1-① 海外の大学との連携協力協定の締結と音楽を通じた学術交流

B-1-② 世界の音楽家との交流を通じた音楽文化と音楽教育の発展

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大連外国語学院（平成 20 年 4 月）、オペラアカデミー アルナルド・マントヴァーニ（平成 21 年 4 月）に続き、台南応用科技大学（平成 22 年 12 月）、東海大学（台湾）（平成 23 年 5 月）と海外学術交流協定を結んだ。東海大学とは、平成 24 年 4 月（日本・名古屋音楽大学）と平成 25 年 3 月（台湾・台中中山堂）の二回にわたる交流事業を行った。第 1 回交流事業は、めいおんホールにて、フィガロの結婚ハイライトを演奏会形式で行った。第 2 回交流事業は、台湾の台中中山堂において、オペラ魔笛の公演に取り組んだ。

平成 22 年 4 月には、フランスのオルネイスボワ音楽院とのサクソフォン交流コンサートに取り組んだ。平成 22 年 5 月には、本学の打楽器専攻が、台南応用科技大学、中山大学において招待演奏を行った。平成 24 年 12 月には、台南藝術大学の打楽器専攻生が本学を訪れ交流演奏を行った。平成 25 年 11 月には、タイのチュラロンコン大学、ポーランドのカロル・リピンスキー大学、台湾の台南藝術大学との 4 か国 4 大学交流プロジェクトとして、国際学生交流マリンバコンサートに取り組んだ。

国内外の一流の音楽家を招いての公開レッスンや公開講座は毎年コンスタントに実施してい

る。平成 25 年度は、ブルーノ・カニーノ（ピアニスト）、栗林純子（声楽指導者）、野原みどり（ピアニスト）、弘中孝（ピアニスト）、ウーヴェ・ハイルマン（声楽家）、寺嶋民哉（作曲家）、長谷部徹（作曲家）、林次樹（俳優・演出家）、池毅（作曲家）、ペーテル・ヤブロンスキー（ピアニスト）、鈴木弘尚（ピアニスト）、カタジーナ・ミチカ（マリニビスト）、イムレ・ローマン（ピアニスト）、安倍圭子（マリニビスト）、上野真（ピアニスト）、西村朗（作曲家）の各先生によるマスタークラスを開催した。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

音楽を通じた国際交流事業にさらに積極的に取り組む。国内外の一流の音楽家に学ぶ機会を今後とも積極的に作り出していく。

[基準 B の自己評価]

国際交流活動も徐々に活発化・活性化しつつある。さらに、音楽のさまざまな分野での交流を深めていくことが求められる。一流の音楽家を招いてのマスタークラスも回数と内容が充実してきている。

基準 C. 生涯学習

C-1 大学が持っている物的・人的資源の生涯学習への活用

《C-1 の視点》

C-1-① 子どもを対象とした音楽教室などの実施

C-1-② 社会人を対象とした音楽教室、公開講座、リフレッシュ教育などの実施

C-1-③ 編入生・研究生・ディプロマコースなどを活用した社会人の受入れ

(1) C-1 の自己判定

「基準項目 C-1 を満たしている。」

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

附属音楽アカデミーでは、幼児から高齢者まで 200 名以上が、音楽の個人レッスンと音楽教室を受講している。名古屋市生涯学習推進センターと連携して、社会人を対象とした公開講座にも毎年取り組んでいる。年に百数十回以上開催している各種演奏会は、社会人を対象とした音楽教育の場となっている。

平成 25 年度より、受託学生・研修員に関する内規を整備し、現役の高等学校音楽科教諭 1 名を研修生として 1 年間受け入れた。平成 25 年度からは、社会人向けの履修プログラムとしてカレッジディプロマコースを設置したが、受入れはいまだにゼロである。平成 25 年度より、音楽学部と大学院音楽研究科に研究生制度を整備した。研究生は順調に受入れが進んでいる。

(3) C-1 の改善・向上方策（将来計画）

音楽という専門性にかんがみ、生涯学習の分野をさらに積極的に展開する必要がある。カレッジディプロマコースの内容や履修料設定の見直しを含めて、社会人が利用しやすい

いように対策を講ずる必要がある。

【基準 C の自己評価】

まだまだ活動は緒についたばかりであるが、大学が持っている物的・人的資源の生涯学習への活用は積極的に行われている。今後、さらなる取り組みの積極的展開が求められる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人同朋学園寄附行為、学校法人同朋学園寄附行為細則	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	2015 名古屋音楽大学大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	2015 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	2014 年度学生便覧、2014 年度授業計画	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 26 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 25 年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセス、学園校舎配置図	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	規程集 1、2、3	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び 理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況 など）がわかる資料（前年度分）	
	学校法人役員名簿、理事会・評議員会の活動状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人同朋学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	《HP》学部・大学院の目的（教育情報の公開）	
【資料 1-1-4】	2015 名古屋音楽大学大学案内	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-2】	《HP》学長よりごあいさつ（大学案内）	
【資料 1-2-3】	コースの目標と履修の流れ（「2014 年度授業計画」）	【資料 F-5】
【資料 1-2-4】	宗教行事と新入生研修（「2014 年度学生便覧」）	【資料 F-5】
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学校法人同朋学園寄附行為	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-3-2】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-3-3】	《内部 HP》学園電子情報蔵	
【資料 1-3-4】	名古屋音楽大学中期経営計画（平成 24 年 9 月 3 日）	
【資料 1-3-5】	《HP》3 つのポリシー（大学案内）	
【資料 1-3-6】	2014 年度学生便覧	
【資料 1-3-7】	名古屋音楽大学学部長・系長に関する規程	【資料 F-9】

基準 2. 学修と教授

名古屋音楽大学

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	《HP》アドミッションポリシー	【資料 1-3-4】
【資料 2-1-2】	2015 年度学生募集要項	【資料 F-4】
【資料 2-1-3】	2015 名古屋音楽大学大学案内	【資料 1-1-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	《HP》カリキュラムポリシー	【資料 1-3-4】
【資料 2-2-2】	コースの目標と履修の流れ（「2014 年度授業計画」）	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 2-2-3】	履修計画（「2014 年度学生便覧」）	【資料 F-5】
【資料 2-2-4】	名古屋音楽大学履修規程（「2014 年度学生便覧」）	【資料 F-5】
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	名古屋音楽大学ティーチングアシスタント制度規程	【資料 F-9】
【資料 2-3-2】	名古屋音楽大学授業補助員規程	【資料 F-9】
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	《HP》ディプロマポリシー	【資料 1-3-4】
【資料 2-4-2】	2014 年度授業計画	【資料 F-5】
【資料 2-4-3】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 2-4-4】	名古屋音楽大学履修規程、名古屋音楽大学大学院履修規程	【資料 F-5】
【資料 2-4-5】	名古屋音楽大学大学院学位規程	【資料 F-9】
【資料 2-4-6】	名古屋音楽大学大学院音楽研究科（修士課程）学位論文並びに最終試験に関する規程	【資料 F-9】
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	就職の手引き	
【資料 2-5-2】	学内企業展	
【資料 2-5-3】	学内福祉フェア	
【資料 2-5-4】	就職支援資格取得対策講座案内	
【資料 2-5-5】	就職支援のための各種講座・セミナー	
【資料 2-5-6】	キャリアアップ・各種試験対策講座	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生による授業アンケート 2013 年度秋学期 集計結果資料	
【資料 2-6-2】	授業改善計画書	
【資料 2-6-3】	名古屋音楽大学 FD 委員会議事録（平成 25 年～）	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	厚生部設置に関する規程	【資料 F-9】
【資料 2-7-2】	厚生委員会規程	【資料 F-9】
【資料 2-7-3】	学生相談室規程	【資料 F-5】
【資料 2-7-4】	学生相談委員会規程	【資料 F-9】
【資料 2-7-5】	健康管理室使用規程	【資料 F-5】
【資料 2-7-6】	学生相談活動報告書	
【資料 2-7-7】	二大学学務課担当者との話し合い	
【資料 2-7-8】	学生相談室開室表	
【資料 2-7-9】	学生相談室グループワーク	
【資料 2-7-10】	質問票	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	名古屋音楽大学教員選考規程	【資料 F-9】
【資料 2-8-2】	名古屋音楽大学教員選考委員会規程	【資料 F-9】
【資料 2-8-3】	名古屋音楽大学教員資格審査委員会規程	【資料 F-9】
【資料 2-8-4】	名古屋音楽大学教員選考基準	【資料 F-9】

名古屋音楽大学

【資料 2-8-5】	名古屋音楽大学大学院研究科担当教員選考規程	【資料 F-9】
【資料 2-8-6】	名古屋音楽大学大学院研究科担当教員資格審査委員会規程	【資料 F-9】
【資料 2-8-7】	名古屋音楽大学大学院研究科担当教員資格審査基準	【資料 F-9】
【資料 2-8-8】	名古屋音楽大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 F-9】
【資料 2-8-9】	FD 講習会一覧	
【資料 2-8-10】	学校法人同朋学園教員評価制度委員会規程	【資料 F-9】
【資料 2-8-11】	学校法人同朋学園教員評価制度実行委員会規程	【資料 F-9】
【資料 2-8-12】	教員評価制度の実施状況を示す資料	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	学校法人同朋学園校地一覧表（自己所有権、借地権）	
【資料 2-9-2】	平成 26 年度校舎登記面積	
【資料 2-9-3】	2013 年度図書館蔵書統計	
【資料 2-9-4】	同朋学園大学部附属図書館資料利用規程	【資料 F-5】
【資料 2-9-5】	名古屋音楽大学施設貸出要領	【資料 F-9】
【資料 2-9-6】	名古屋音楽大学楽器利用規程	【資料 F-5】
【資料 2-9-7】	名古屋音楽大学附属音楽アカデミー規程	【資料 F-9】
【資料 2-9-8】	「Do プラザ閲覧」共用施設使用規程	【資料 F-5】
【資料 2-9-9】	2013 年度春学期受講者数一覧	
【資料 2-9-10】	2013 年度秋学期受講者数一覧	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人同朋学園寄附行為、学校法人同朋学園寄附行為細則	【資料 F-1】
【資料 3-1-2】	名古屋音楽大学学則、名古屋音楽大学大学院学則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 3-1-3】	学校法人同朋学園監事監査規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-4】	学校法人同朋学園内部監査規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-5】	学校法人同朋学園内部通報並びに通報者保護に関する規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-6】	学校法人同朋学園教員評価制度委員会規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-7】	学校法人同朋学園組織規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-8】	学校法人同朋学園管理系統機構図	【資料 F-9】
【資料 3-1-9】	学校法人同朋学園事務分掌規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-10】	学校法人同朋学園文書取扱規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-11】	学校法人同朋学園公印取扱規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-12】	学校法人同朋学園規程管理規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-13】	学校法人同朋学園教職員勤務規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-14】	学校法人同朋学園研究費に関する取扱規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-15】	学校法人同朋学園経理規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-16】	学校法人同朋学園経理規程施行細則	【資料 F-9】
【資料 3-1-17】	学校法人同朋学園財務情報閲覧規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-18】	名古屋音楽大学におけるハラスメントの防止などに関する規程	【資料 F-5】
【資料 3-1-19】	学校法人同朋学園個人情報保護委員会規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-20】	学校法人同朋学園個人情報の保護に関する規程	【資料 F-9】
【資料 3-1-21】	《HP》教育情報の公開	
【資料 3-1-22】	学園広報誌『Campus Report』	
【資料 3-1-23】	《HP》同朋学園情報公開	
3-2. 理事会の機能		

名古屋音楽大学

【資料 3-2-1】	学校法人同朋学園寄附行為、学校法人同朋学園寄附行為細則	【資料 F-1】
【資料 3-2-2】	機関別会議（学園本部と名古屋音楽大学）	
【資料 3-2-3】	同朋学園未来戦略会議	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	名古屋音楽大学教授会規程	【資料 F-9】
【資料 3-3-2】	名古屋音楽大学大学院音楽研究科委員会規程	【資料 F-9】
【資料 3-3-3】	名古屋音楽大学運営委員会規程	【資料 F-9】
【資料 3-3-4】	名古屋音楽大学大学院音楽研究科常任委員会規程	【資料 F-9】
【資料 3-3-5】	名古屋音楽大学学部長・系長に関する規程	【資料 1-3-6】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人同朋学園寄附行為、学校法人同朋学園寄附行為細則	【資料 F-1】
【資料 3-4-2】	学園広報誌『Campus Report』	
【資料 3-4-3】	三大学入試広報ミーティング関連資料	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人同朋学園組織規程	【資料 F-9】
【資料 3-5-2】	学校法人同朋学園事務分掌規程	【資料 F-9】
【資料 3-5-3】	平成 25 年度学園事務職員研修会について	
【資料 3-5-4】	平成 26 年度学園初任者研修会日程	
【資料 3-5-5】	平成 25 年度学園管理職（部・課長）研修会要項	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	名古屋音楽大学中期経営計画（平成 24 年 9 月 3 日）	【資料 1-3-3】と同じ
【資料 3-6-2】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	【表 3-6】
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人同朋学園寄附行為、学校法人同朋学園寄附行為細則	【資料 F-1】
【資料 3-7-2】	学校法人同朋学園経理規程	【資料 F-9】
【資料 3-7-3】	学校法人同朋学園経理規程施行細則	【資料 F-9】
【資料 3-7-4】	学校法人同朋学園監事監査規程	【資料 F-9】
【資料 3-7-5】	学校法人同朋学園内部監査規程	【資料 F-9】
【資料 3-7-6】	監査連絡会内規	【資料 F-9】

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	名古屋音楽大学大学評価委員会規程	【資料 F-9】
【資料 4-1-2】	学校法人同朋学園教員評価制度委員会規程	【資料 F-9】
【資料 4-1-3】	学校法人同朋学園教員評価制度実行委員会規程	【資料 F-9】
【資料 4-1-4】	教員評価制度の実施状況を示す資料	
【資料 4-1-5】	名古屋音楽大学大学評価委員会議事録（平成 24 年～）	
【資料 4-1-6】	名古屋音楽大学 FD 委員会議事録（平成 25 年～）	【資料 2-6-3】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	名古屋音楽大学大学評価委員会規程	【資料 F-9】
【資料 4-2-2】	《HP》教育情報の公開	【資料 3-1-21】と同じ
【資料 4-2-3】	《HP》認証評価結果について	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	名古屋音楽大学大学評価委員会規程	【資料 F-9】
【資料 4-3-2】	名古屋音楽大学大学評価委員会議事録（平成 24 年～）	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 4-3-3】	名古屋音楽大学 FD 委員会議事録（平成 25 年～）	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 4-3-4】	授業評価アンケートに関する資料（平成 25 年 11 月実施）	

名古屋音楽大学

【資料 4-3-5】	学生による授業アンケート 2013 年度秋学期 集計結果資料	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 4-3-6】	授業改善計画書	【資料 2-6-2】と同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	名古屋音楽大学施設貸出要領	【資料 2-9-5】と同じ
【資料 A-1-2】	名古屋音楽大学楽器利用規程	【資料 2-9-6】と同じ
【資料 A-1-3】	広報誌「Meion」創刊号	
【資料 A-1-4】	附属音楽アカデミー関連資料	
【資料 A-1-5】	名古屋音楽大学 Concert Guide 2014～2015	
【資料 A-1-6】	演奏部関連資料	
【資料 A-1-7】	めいおん音楽祭関連資料	
【資料 A-1-8】	第 1 回めいおん音楽祭について（『研究紀要』第 33 号）	
A-2. 同窓連携、行政連携、文化諸団体との連携を通じた音楽文化の振興と継承		
【資料 A-1-1】	「めいおんの会」関連資料	
【資料 A-1-2】	めいおん音楽祭関連資料	【資料 A-1-7】と同じ
【資料 A-1-3】	第 1 回めいおん音楽祭について（『研究紀要』第 33 号）	【資料 A-1-8】と同じ
【資料 A-1-4】	広報誌「Meion」創刊号	【資料 A-1-3】と同じ
【資料 A-1-5】	朝日新聞特別号外(2014. 5. 11 付)	
【資料 A-1-6】	演奏部関連資料	

基準 B. 国際交流

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 音楽を通じた国際交流		
【資料 B-1-1】	国際交流委員会関連資料	
【資料 B-1-2】	公開講座関連資料	
【資料 B-1-3】	広報誌「Meion」創刊号	【資料 A-1-3】と同じ
【資料 B-1-4】	台湾東海大学との交流について（『研究紀要』第 33 号）	
【資料 B-1-5】	国際交流関連資料	

基準 C. 生涯学習

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
C-1. 大学が持っている物的・人的資源の生涯学習への活用		
【資料 C-1-1】	附属音楽アカデミー関連資料	【資料 A-1-4】と同じ
【資料 C-1-2】	名古屋音楽大学研究生規程	【資料 F-9】
【資料 C-1-3】	名古屋音楽大学大学院研究生規程	【資料 F-9】
【資料 C-1-4】	名古屋音楽大学における履修証明プログラムに関する規則	【資料 F-9】
【資料 C-1-5】	名古屋音楽大学受託学生・研修員に関する内規	【資料 F-9】